

第 67 号議案

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

平成 26 年 9 月 2 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため、この案を提出するものである。